

桂川河道掘削土石の採取に関する協定書(案)

一級河川淀川水系桂川において実施する淀川水系河川整備計画に基づく河道掘削（以下「河道掘削事業」という。）で発生する河道掘削残土（有用残土）（以下「掘削土石」という。）について、公共事業への利用を優先した後の掘削土石を河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条及び砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条に基づき採取することについて、近畿地方整備局淀川河川事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

１．掘削土石採取の基本的な考え方及び採取量等

- (1) 甲が採取場所に仮置きした掘削土石を乙が採取するものとする。
- (2) 乙の採取量は約５，０００ｍ³を予定している。ただし、予定採取量は甲の河道掘削事業の実施状況等により変更することがある。
- (3) 採取後の掘削土石を製品化するための、粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は乙が河川より搬出後自ら行うこと。
- (4) 乙は原則として、掘削土石の全量を搬出するものとする。

２．掘削土石の採取場所

掘削土石の採取場所は、京都市伏見区羽束師地区とする。（別図参照）

３．掘削土石の採取期限

- (1) 乙は甲が採取場所に仮置きした掘削土石を令和９年１月１５日までに全て採取・搬出し、河川管理者の指示により整地するものとする。作業が完了したときは速やかに淀川河川事務所桂川出張所長（以下「出張所長」という。）に届け出て検査を受けること。
- (2) 甲が実施する河道掘削事業の工期等に変更が生じ、乙の掘削土石の採取期限に影響を及ぼす場合、甲と乙は協議のうえ、乙は河川法第２５条及び砂利採取法第１６条に基づく許認可の変更申請を行うこと。

４．採取計画について

- (1) 乙は「桂川における土石採取者の募集」の申し込み時に提出した採取計画概要書に基づき掘削土石の採取・搬出を行うものとする。
- (2) 乙の責により甲が仮置きした掘削土石の採取・搬出が継続出来なくなった場合には、甲は河川法第２５条の許可及び砂利採取法第１６条の認可の取り消し等を行うことがある。

５．その他

- (1) 本協定を締結した後、乙は河川法第２５条に基づく許可及び砂利採取法第１６条に基づく認可の他、必要に応じて工事用仮設備の設置を目的とする河川法第２４条及び第２６条第１項に基づく許可の申請を行わなければならない。

- (2) 乙は掘削土石の採取・運搬の実施期間において、河川法その他の法令を遵守しなければならない。
- (3) 乙は行政機関又は地域住民からの意見・苦情等に対して、真摯に対応しなければならない。
- (4) 乙またはその構成者に、不誠実な行為があったと甲が判断した場合には、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可を取り消すことがある。
- (5) 乙は土石の採取・運搬を行うにあたり、出張所長から資料の提出や是正等を求められた場合、又は安全対策や道路汚染防止対策等の内容に関し、追加等を求められた場合は速やかに対応すること。
- (6) 乙は出張所長から事故防止の観点より、淀川河川事務所桂川出張所の安全連絡協議会への参加を求められた時は、これに参加すること。
- (7) 本協定に定めのない事項または本協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 近畿地方整備局
淀川河川事務所長 ○○ ○○

乙 ○○○○